

令和7年度第2回日野市環境審議会 議事要旨録

■日 時： 令和7年(2025年)7月7日(月) 13:30～16:30

■場 所： 日野市防災情報センター 災害対策本部室

■出席者：

審議委員(11名出席)

柳川 亜季会長	伊瀬 洋昭委員
林 和真委員	奥 真美委員
鬼原 和彦委員	金子 凱彦委員
坂本 寛之委員	清水 靖子委員
清水 良夫委員	田邊 幸子委員
森下 誠委員	

理事者(1名出席)

青木 奈保子

事務局(10名出席)

川鍋 孝史(環境共生部長)	吾郷 勝 (緑と清流課長)
成澤 綾子(環境政策課長)	戸枝 路貴(環境政策課 環境保全係長)
福嶋 健裕(環境政策課 環境政策係長)	市川 晃 (環境政策課)
井上 港 (環境政策課)	大平 健司(環境政策課)
澤田 ななみ(環境政策課)	高橋 夏果(環境政策課)

欠席者4名

加藤木 秀章副会長	戸田 浩人委員
大久保 嘉則委員	和光 一紀委員

傍聴者 30名

会議次第

- 1.開会
- 2.副市長挨拶
- 3.審議
 - ・<継続>日野市環境基本条例第8条(市民の申出)について
 - ・<継続>日野市まちづくり条例の開発事業事前協議について

- ・日野市環境白書について
- 4.事務局より連絡
- 5.閉会

議事要旨録

1.開会

2.副市長挨拶

挨拶後、公務のため退席

3.審議

- ・<継続>日野市の概況について
- ・<継続>日野市環境基本条例第8条（市民の申出）について

（事務局より資料1・2・3・4に基づき説明）

会長）

ここで審議前に委員より発言したい旨が事務局へございました。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

会長）

無いようですので、委員、説明をお願いいたします。

委員）

まだ計画が柔らかい段階。こういう段階こそ環境影響に配慮した計画の変更が可能になると思います。環境アセスメントは本来、環境影響を最小化することで色々な方法を検討しながら、一番良いものを社会的に選択していくものです。アセスメントの理念で考えますと、今の段階で色々代替案を検討していくことが大変有効ではないかと思い、前回、主な環境要素と環境に懸念される環境リスク、環境リスクの低減方法、そして裏のページに代替案を立てまして、その代替案の評価をできるようにしたところです。今お配りしました資料の1ページ目を見ていただきたいのですが、鍵となるのはやはり省エネでございます。皆さんもご存知のように、今省エネ法の改正が進んでおりまして、6月1日の日経新聞の報道によりますと、29年度以降の新設対象に罰則も伴ってPUEエネルギー効率を1.3以下に持っていくということが、方針として固められつつあります。今回の計画は2030年までに電力線ができて、31年からスタートと

聞いておりますので、そういう意味では省エネ法の改正を踏まえた計画でないといけないと思います。現在計画されているサーバーの冷却方式は空冷で、周辺地域上空で大量のエネルギーを捨てる形です。この方法ですと、エネルギー効率、PUEは1.4から1.7となり、1.4未満は困難です。ですから、最近作られるデータセンターでは、PUE1.3、1.2とか、場合によっては1.05とかそういったものが作られようとしています。今回の計画はこのままですと、事業者にとっても市民にとっても日野市にとってもマイナスになるだろうと考え、エネルギー効率、改正省エネ法、排熱、エネルギー回収、騒音、建物高さ、テナント入居、固定資産税、排熱供給利益、地域振興、福祉とそれぞれの面で見てもこれよりもっと良い代替案があるのではないかと思います。名称は適当につけましたけど、今までが地域隔絶型の秘匿性が高い施設で、地域と遊離して進めるというようなものから、地域交流型に持っていくということが市民、市、事業者、三方よしの代替案になるのではないかと思います。その中で核となるのはやはり廃熱を利用することだと思います。この廃熱利用をすることによって、どんな効果があるのかということで、ポンチ絵を描いてみました。まず地域交流ゾーン、データセンターはもう今の生活にとって不可欠なものです。だからそのデータセンターに関して、学習をする。環境教育として学習する、それからAIの学習もする、交流の場にする。そしてこの熱が供給されることは、室内プールであるとか、リハビリ、スポーツジム、それから銭湯もできると思います。銭湯に関しては、昔この地域にスーパー銭湯ができる計画があったと聞いていますけれども、工場跡地の辺りというのが一番適地だと思います。そういうことも含めて、この地域を住民とそれから事業者が交流する場所にして、その中で大気中に捨てようとしていた全ての熱を活かそうというプランでございます。その他、排熱供給をする上で、高い温度の廃熱であればあるほど利用価値が高く、場合によってはバイナリー発電も可能になってきます。液浸方法、それから今東電などが進めている蒸気にして回収する方法ですと、発電も可能になってきますし、地域冷暖房も可能になってくるということで、廃熱利用をいかに進めるかが、非常に大事な切り口になると考えています。給湯で言いますと、2027年に東京電力が実用化するという計画だと1MWで400戸に供給できるということですから200MWの廃熱全部を利用すると8万戸への給湯がまかなえる。日野の世帯数は確か95,000ぐらいですよ。それだけの熱を大気中に捨てるのではなくて活用することを日野が実現させたら、素晴らしいことだと評価されるのではないかと思います。

2ページ目は経産省が今進めているものでございまして、なぜPUEが1.3になったかというものです。ドイツはエネルギー効率法で1.2以下にする、中国でも1.25以下にするということで国際的にはどんどんこのPUEを下げるための努力が進んでいるわけです。特に今回のような大きなデータセンターになりますと、2年ほど罰則適用の猶予措置があるとはいえども、テナントが入居を順々にしていくため、最初の頃はPUEがどうしても高くなってしまっています。サーバーで必要とする電力以外のものの比率が高くなりますから、設計の段階で1.3以下にしないといけないと思います。今まではハウジング事業者がエネルギー管理責任を負うということでしたが、今回の法改正で、テナント事業者も専有部分についてはそれぞれPUEを

クリアしないといけないという方向になります。そういう点からしますと、今回の計画案を抜本的に見直す必要があるのかと思います。

3 ページ目にあるデータセンターの排熱利用の技術開発、前回ご紹介しましたけれども東電が2027年までに実用化し、28年から使っていこうと考えているものです。データセンターの熱を回収して周辺地域に供給をすることで、具体的に進もうとしています。確か1 MW級のデータセンターで400戸分ほど賄えるというような見通しも書かれてございます。その次のページを見ていただきたいのですが、これも前回ご紹介をしましたが、サーバー冷却方式の中でも液浸冷却というのは高い温度のエネルギー回収ができるという点では非常に優れていると言われておりまして、データセンターの市場規模は約3兆円という見通しも、そういう優れた性能によって裏付けられるのだらうと思います。空冷空調の場合と液浸冷却の場合、これだけエネルギーの消費量が変わってくる。これにより、冷却に要する電力が大幅に少なくなり、省エネ、脱炭素に近づけるのではないかと思います。

次のページですけれども、今まで屋上から大量に放熱することに関して、多くの住民の方が懸念されていました。「屋上から排熱します、ヘアドライヤーも100℃の排熱となりますが実際には火傷になりません」という説明を、説明会の場でしたことが問題だとは思いますが、いずれにしても不十分な説明が故に心配している部分もあるかと思います。ただ実際に計算をしますと、円筒モデルでいうと24時間で2.5℃。今回の市民の申し立てでは甲州街道で3.7℃、それから病院で1.3℃という予測もされている住民の方がいらっしゃいます。こういうものに対して情報を出さないでいるということが、余計に不安を高めることになると思います。いずれにしても屋上から大量に熱を捨てるのではなくて、何とかこれを回収しなければいけないと思います。現在は冷却塔から放熱するという方法があります。ただその場合は、地下水を大量に使用するのではないかとされています。例えば200 MWの排熱を全て密閉式の冷却塔で、気化熱を処理しようとするすると、約1時間に300 m³。ということは、1日に7,200 m³の散布水が必要になる。この散布水を確保するために、地下水を利用しようという考えもありますが、現在日野市で工場や指定作業所の地下水揚水量は3,948 m³。ということは、今まで、工場や指定作業場がくみあげたものの1.8倍を使うことになります。これを全部使うということはないだろうと思いますが、今、日野自動車は浅い井戸を使っています。これは東京都の環境確保条例ができる前に掘ったものですから、浅いところから掘っていますので、大量の水を汲むことが出来ます。しかし現在は400mの深いところから取らないといけない。その辺の帯水層では、水がそんなに豊富ではないですから、本当にそこから引いてくるのかということ。それから今東京都の地下水の利用に関しては、冷却を目的に利用するのは地下水の合理的な利用に反するという考え方があります。そういった点で、この地下水を利用するという点について実現可能性がはっきりしません。

それから、日野は自然が非常に重要なところで、湧水や用水あるいは農業、地下水利用の影響が出てくるのではないかとこの心配があります。この冷却塔から大量に気化熱を奪うようにすると、大量の水蒸気を放出するわけです。例えば今日は33℃、34℃になっています。よくテレ

ビなどでもご覧になると思うのですけれども、暑さ指数というのは、気温の 効果 1、輻射熱の効果 2 に対して、湿度の効果 7 ということで暑いときに大量の水蒸気を発生させるということが、熱中症リスクを高めることになるのではないかとということです。

次のページを見ていただきますと、実は 100℃以下の廃熱の回収技術なども産総研はじめ日野自動車、東電などが、蓄熱システムの実証試験をやっておりまして、それを 2019 年開始するという報道もございました。日野自動車も東電もそういう蓄熱、それから熱回収利用に関する技術をお持ちだと思いますので、そういう力を借りながら、事業者にとってもプラスになる代替案というのを、ぜひ市側からも提案をしていただければ嬉しいと思います。この廃熱利用をすることによって、建物の高さも容積も少し抑えることができるかと思います。それから入るテナントが、もし空冷のままですと、ほとんど入らなくなる可能性もございます。より良い廃熱利用のシステムを作れば作るほど、多くのテナントに利用していただけるということで、税金も増え固定資産税も増え、それから廃棄熱を供給することによって利益を生むということで、初期投資も回収できるのではないかと思います。そして何よりも地域が発展して地域雇用の創出、市民や交流にもプラスになるのではないかとというのが、この代替案でございます。ということで簡単にご紹介をさせていただきました。以上です。

会長)

以上の説明をもとに、これから日野市環境基本条例第 8 条市民の申出および日野市まちづくり条例開発事業事前協議について、審議を進めていきたいと思っております。その前に私からいくつか改めて確認をしたいのですが、この環境審議会では、この開発事業について、環境について様々な懸念事項、例えば今まだ提出されていない二酸化炭素の排出量の計算方法、試算の方法。そういったことについて、まずその情報を出すようにとか、出てくる前にその試算の仕方が合っているかどうか、それから環境影響について懸念されることを審議する場になっています。委員の提案は素晴らしいと思いますが、環境アセスメントにおいては、事業者側が実現可能な開発をすることは持続的な開発であろうとされています。日本の環境アセスメントはまだまだ不十分なところもありますがそういう位置づけですので、こちらからこういった開発にすべきだとかいうふうに、強制することはできません。そういったところに繋がる、導くように様々な環境影響について議論する場となっております。

委員)

質問ですけれども、CO₂ の排出量について、事業者さんの方に今回の事業者に事前に調べさせる、もしくは今後の部分の予測をたててほしいというようなことを要請していくというような話があったときに、こういった CO₂ の排出ですと、SCOPE1、2、3 という直接事業者さんが出す CO₂、事業者さんが事業をするときに電力とかを使いますけれど電力会社さんが生み出す CO₂、その関係者の方々が出される CO₂ といったような三つがあると思います。今回も前回もそうなのですけれど、事業者に対して、どの部分を調べていただこうとしているのか

気になったので、もし分かれば教えていただきたいと思います。

2 点目ですけれども、企業の場合、CO₂ は連結ベースで取られたり、もしくは国単位で調べたりと突っ込んだ精査する場合があります。なかなかピンポイントでここっていうのは、あんまり口外しないと思います。当然、元になるデータがあるのですけれども、そこだけではなくて、実際は再生エネルギーを使ったりとかしながらオフセットしたり、グループ全体の中で相殺されたりするってことが多いので、ピンポイントなデータはないのかなと思います。逆に、地域コミュニティの場合には、どちらかという自然との共生、生物多様性といったところがポイントになります。そういったときに、今回の日野自動車本社跡地のところで、環境省が出しているようなレッドリストに載るような絶滅危惧種ですとか、危惧されるようなものが実際に今時点であるのかどうか、もし分かれば参考までに教えてください。

事務局)

まず 1 点目の今回我々の方で要請していく CO₂ 排出、これが SCOPE1、2、3、どれになるのかということですが、当然理想で言えば SCOPE3です。けれど、現行で想定するような、地域における脱炭素化に関する計画制度、こういったところの計算方法は具体的に東京都から教えてもらっていません。このあたりは、SCOPE2 が基本になると思っております。それから、CO₂ の排出に関して企業全体の考え方ということもあるのではないかと考えております。三井不動産の企業方針としてネットゼロを示しておりますので、そこに関しましては日野市とも考え方で一致していると認識しております。一方で、今回この事業所が日野市にできることによって、日野市の市域としての CO₂ の排出に関してのカウントが増えますので、この計画がどれだけ省エネなのかは確認していきたいと思っております。おっしゃるように、国や都で排出量の公開の仕方が全然違うため、その辺りで企業の方が頑張っているのに反映してくれていない部分もあります。そのあたりは日野市としても企業の努力は把握して公開しなければなりませんし、その逆があるのであれば、そこに関して適宜要請していく必要があるだろうと考えています。

それから、日野市のレッドリストのところ。今回の開発に伴いまして、緑地も整備されます。北方に公園と緩衝帯をおくということですので、ここに関しては緑地が出てくる。それに伴って、日野市の生態系にそった動物もそうですし、日野市の生態系にそった木、例えば檜ですとかクヌギですとか、コナラですとか、そういったところを踏まえ、作ってくれば良いなと思っております。ただレッドリストの復活に伴うかということに関しては、難しいと思っております。日野市のレッドリストデータを探しているのですけれども、改めてご紹介します。

委員)

三井不動産さんは、おそらく日本で一番大きい不動産会社さんでサステナビリティの分野では、非常に卓越したその知見を用いた会社さんだと思います。おそらく来年から本格化する排出権取引でも、今既に GX-ETS リーグのメンバーなので、来年から導入される予定の排出権

取引でおそらく経産省さんから上限を、キャップをされる対象の企業になられるかなと思うので、SCOPE1のところは誰に言われなくても一生懸命やられるかと思います。SCOPE2 に関しても、委員からお話があった東京都からの太陽光の補助があるかもしれないというようなことが実現すれば、こういった SCOPE2の部分での削減も現実味が出てくる。問題は、先日お話いただいたテナントでお貸しになられるコロケーション方式というものを三井不動産が今回の事業者とやるかもしれないという話がある。彼らからすると SCOPE3の対外的な方々がやられる CO₂ の排出が実は非常に重要になってくると思います。要は自分のところじゃなくて、よそ様に削減をお願いしなきゃいけない、非常に難易度が高いところです。イオンさんなんか特にそういう部分も頑張ってるんじゃないかと思いますが、日野市の中では産業スポーツ部でも、スタートアップの方々に対しての補助とかをされてらっしゃったかと思います。環境のところでは主役にはならないかもしれませんが、例えばそういったところにお入りになるテナントさんにある程度 CO₂を抑えた形の器具、設備、そういったものを採用した場合には、補助対象にするとかというような部分の環境の方からも、ぜひコラボレーションじゃないですけども、他の部署との協働というような形でご検討されてはいかがなのかと思いました。

事務局)

産業スポーツ部で、そういったスタートアップに関する支援をやっていると聞いています。そういったところも含めて我々の方でもなにかアプローチできることはないか、検討したいと思っています。

委員)

先ほど事務局からご説明いただいた第 1 回環境審議会の議論の資料の中の 2 ページの最後の二つ、騒音などの基準の表現についてです。公害について、市民からの声にしっかりと対応をとるという意見に対しては、まちづくり条例事前協議回答案に反映とありますが、これは既に事前協議の回答案、こちらに反映されているということによろしいですか。そこをまず確認させてください。

事務局)

今、どのように反映するか検討しているところでございます。具体的には、公害が発生した旨の主張が近隣住民から上がった際は、事実確認のための調査を行い、法令に基づき必要な対策を講じること、というところなんです。こちらにつきまして、市民からの声が上がったからではなくて、法令に基づいて対応すべきである、その上で市民から上がった声に関して対応すべきであるということを感じたいと考えています。それから騒音基準につきまして、先ほど申し上げたように、工業地域と一低層が3段階離れているところでございますから、その一つ厳しい日野市全域で設定されている基準に準じて、今回の地域と、隣接する一低層の間に関しまして騒音規定というのが適用されますので、そこに関してもよりわかりやすいように対応した

いと考えております。

会長)

委員は、わかりやすい表現をとすることは反映されていますかという話でしたが、騒音について、この回答案の 2 ページ目を見ると反映されていないように見受けられます。

事務局)

まだ反映しておりません。具体的に、この箇所で検討しておりますという説明をしていただきました。騒音については2ページ目の騒音・振動苦情等を引き起こさないよう工事を行うこと。また工事の実施に伴う騒音・振動等の苦情が発生し、規制値を超えたことが確認された場合には速やかに市の指導に従うこと、というところ。ここも規制値を超えた場合の対応とそれ以外の市民の声があがった場合も、市民対応に関しまして、工夫した表現ができないか検討しております。

委員)

今のところで表現の仕方については、さらに検討されると思いますけれども、事前協議の回答案は、基本的に特に公害関連については、法令に基づいてしっかりと対応してくださいということを念押ししているような内容がほとんどです。それはある意味当たり前のことであって、法令遵守は当然です。念押ししていただくのはいいと思いますけれども、それ以上の懸念や影響が想定されるといった場合に、しっかりと対応していただきたい、対応していただくということが重要だと思います。市民からの苦情なのか何らかの問い合わせなのか、そういったことがあった場合には、まずそれをきちんと受け付ける窓口をあらかじめ設けておいていただき、何か問い合わせ等があった場合には、真摯に対応することみたいなことを入れておいていただき、法令に基づく対応の外で、事業者ができるところについては、しっかりと対応を求めていくという内容をぜひ入れていただきたい、と前回審議会が終わった後ですけど事務局にこの修正案をお願いしたところですので、そこは改めてご検討をお願いしたいと思います。

あと1点ですけども、先ほどご説明いただいたスライドの3ページに協議フローが書いてあります。今回はまちづくり条例に基づく事前協議の部分についてこの回答案を固めるというところで意見を求められているのだらうと思います。環境基本条例の方で協議も進め、環境配慮については何を要請していくのかということは今後更に深めていくことではあります。まちづくり条例の事前協議の回答の中にも、現時点で環境についていろいろ出ている指摘についてしっかりと法令遵守以外の部分も盛り込んでいただきたいと思います。この回答案の最初、前段を見ますと、日野市環境基本条例を遵守し、環境の保全に努めることと書いてあります。まちづくり条例はまちづくり条例をやります、環境基本条例は環境基本条例の方でやります。それぞれ2本立てで走りますということではなくて、相互に関連している話ですので、それを確認した回答案になっています。環境基本条例の環境への配慮要請はこういうふうになります

という最終案を求めるまでにはまだ時間がかかるでしょうから、現時点で出ている指摘については、こちらのまちづくり条例の事前協議の回答案の方にぜひ盛り込んでいただければと思います。協議フローも二つの条例の仕組みがわかりにくく、重複しちゃいけない訳ではないと思います。盛り込めることなら環境にかかわる話でも、現時点で回答案にはぜひ盛り込んでください、というお願いでございます。

会長)

今回、日野市まちづくり条例と環境審議会が 2 本立てで走っているような感じですがけれども、前回の審議会では土地とかそういったところについては、日野市まちづくり条例の方で対応し、設備の方が環境基本条例だというお話もありました。けれども、本来であれば環境審議会でも土地のことであっても、全て本当は環境アセスメントって包括的に話すべきものです。日野市の方で日野市まちづくり条例と環境審議会 2 本立てみたいにしてるのは、日野市まちづくり条例の方が、比較的縛りが強い。拘束力が高いので、そちらでなるべく力を発揮できるように、日野市まちづくり条例の方に環境審議会の意見を付けていくことで、より良い開発ができるのではないかという形になっています。委員がおっしゃる通り、本当であれば包括的に行うものですがけれども、拘束力は日野市まちづくり条例がちょっと強い状況です。

委員)

ならば、なおさらですがけれども、まちづくり条例の第 71 条で最終的には協定が締結されてそこで法的拘束力を持たせる、その協議の中身について法的に担保するということになります。例えば先ほどご意見がありましたけれども、三井不動産は、様々なアセスについて、もしくは環境配慮について知見をお持ちなので、単に環境影響を少なくするとか回避するといったような消極的な対応だけじゃなくて、より環境に貢献する先進的な技術なり、設備なりを導入していくというようなポジティブな面。そこをぜひアピールしていく場に今回の機会を活用していただけるような方向に持っていければいいと思いますので、このまちづくり条例に基づく事前協議の中で、いわゆるその自主アセスをぜひやっていただけないでしょうか。その際には、ポジティブアセス。マイナス影響じゃなくてポジティブな面のアセスも、ぜひやっていただけると、事業のプラスのところもある意味 PR をすることに繋がるので、そういったことも今回この機に要請できればな、と思った次第です。

会長)

今の意見に付け加えて私の方からお話させてください。このまち作りの条例の方ですけど、アセスメントには予測影響評価というプロセスがありますが、予測の部分の予測値が今出てない状態です。しかし、予測出すためには方法が、本来は検討されるべきです。後は予測を出すべき項目を本来は検討されるべきで、そういったものについて開発事業者側がどういった項目をまず検討すべきと環境影響の項目として考えていて、それについてどのように評価しよう

としているのかということはお出しはできません。なので、まずは予測値までは出さなくてもいいので、予測値が公表できないならその手法とスコープしている項目については、順次公開してほしい、ということをお返答に載せてほしいと思います。

委員)

市民の申出が審議会に示されるのは環境基本条例制定から初めてとお聞きしましたが、30年間一度もなかったということでしょうか。

事務局)

はい、ありませんでした。

委員)

前回は今回も、こちらの環境審議会で市民の申出の概要が会議の資料として出されています。審議会の委員の皆様で市民の申し立ての原本を環境政策課の方で閲覧された方はいらっしゃいますか。お2人いらっしゃる。私も少し気になったので、今日の午前中に閲覧してきました。そしたらその内容にすごくびっくりしました。概要は、この間、環境政策課の方でまとめてくださったものを見たのですが、今回、市民の方からの申出の原本の排熱影響による温度上昇の計算結果というのを見ました。例えば気温が35℃のときに、データセンターの前の甲州街道を挟んだ向かいの多摩平5丁目だとプラス3.7℃、日野五小だとプラス1.9℃、500m先の市立病院でプラス1.3℃の温度上昇の可能性を懸念している市民が申し立てしていることを知りました。また、非常用発電機の騒音に対する申し立ても見たのですが、極めて大きなディーゼル発電機13.5MWで、騒音レベル95dBが15台必要。0.8MW、75dBなら250台必要で、騒音や大気汚染を懸念しているということも書かれていました。点検時や非常時ということですが、95dBというと電車の通過音ということですので、それが15台分つていうと、かなり大規模なものではと思いました。この懸念が本当ならすごく大変なことですし、訴えは最もだと感じました。事業者からの住民説明会や、先日の調整会でも同様な懸念が出されたのかと思うのですが、秘匿性を理由に未だに情報が開示されていないからこのような20件近い申出が出るのではないのでしょうか。このことに対して、市としてはどのように対応するのかを教えてください。

事務局)

市民の申出につきましては、先日ご説明したように内容のほうを提出させていただき、その中身につきましては我々も確認させていただいております。そのうえで排熱の懸念が一番多く、今回措置を取っていく分野として取り上げさせていただいたところでございます。この排熱に関しまして、市としても確認していくべき事項というふうに認識している一方、前回ご説明したように残念ながら排熱に関する基準というものが一切ない中で、どういう基準にのっとって

我々も確認していくことができるのか、どの段階でどこまで事業者に対して我々行政として求めることができるのかという後ろ盾がなかなかない状況です。排熱設備について、現段階でデータがありませんといわれてしまうと、まちづくり条例の事前協議や開発の部分という中で、この段階で言えるべき内容はございません。実際に出てきた部分につきましては、環境基本条例で協議をして、市として確認していきたいと考えています。

会長)

ただ今質問されたことについて追加ですけれども、市民の方のご意見は全文を文字起こしというかそのままだと個人が特定されないようにして、テキストベースに直して、事業者にお渡ししているということですよ。

事務局)

その通りです。

委員)

事業者にもそうですけれども、概要の部分と原文のものはかなり違うので、私達環境審議会のメンバーにもぜひ共有していただきたいと思いました。

事務局)

承知いたしました。

委員)

今の数字を聞いて、一市民としてすごくびっくりしています。審議会で、このまとめ上がった文章じゃなくて、市民の声も聞きたかったと思います。市民の声は、市長さんの方にも届いているのでしょうか。

事務局)

まず、排熱の部分に関しましてはやっぱり様々な方が計算されているなか、どれがどういう計算なのかを含め考えなければならぬと思っています。どんな計算の結果であれ、排熱に関して懸念があるという、この市民の皆さんの声という問題が一番大事だと思っています。なので、そこに関して皆さんの意見が出ていますということ、今会長がおっしゃったように生の声をそのまま文章に起こさせていただいて、事業者に渡させていただき、それに加えて各条例の協議で確認していくというような形で、対応をとっているところです。市長に渡しているかに関しましては、原文をそのままお渡しはしていません。

委員)

今回初めて市民からの申し立てを話し合うために、この環境審議会が開かれているということだと思います。先ほど市の方からの説明の中で、前はどうかかなと思っていましたが、今回は環境基本条例に基づいて、専門家の知識がある人たちを呼んで、継続的に審議していただきたいと思っていたのですけれども、先ほどのお話だと継続的にこれを学識経験者、専門家の方を呼んで審議していただけるということかと私は思いました。委員から提案があったことですが、分野ごとに、分科会を設けて調査審議していただけたらいいなと思っております。せっかく 30 年前に、日野市の先人たちが全国で初めて作ったこの環境基本条例ですので、それを最大限に生かせたらなと思っております。

委員)

市民の申し立てというのは市長に対して出すものですから、それを市としてある程度咀嚼して、それから事業者に対して出した方が良かったのかなと思います。今のところはそのままお渡ししたのですか。

事務局)

はい、そうです。

委員)

それはそれでいいとして、環境審議会ですからその中身を整理して、それで審議会が議論したものを添えて、事業者に出した方がより効果的ではないかなと思いました。先ほど委員のお話にあったポジティブアセスってというのは、事業者に積極的にやってもらうという点ですごくいいと思います。そのときにこの審議会の議論が呼び水になって、それでいい検討をしてもらうということが大事だと思います。この審議会でも議論したことを添えて、まちづくり条例の事前協議の回答の中に盛り込んで、それを事業者に向けていったらいいかなと思います。そういう点で改めて見たときに、この回答案にこういうことを入れたらいいのではないかなというのが、私の資料の後ろの方の 2 ページですので、もしお時間いただければ、紹介させていただいてよろしいでしょうか。

まず環境に関する情報について。「環境に関する情報について」というのは何ともふんわりとしていますので、「環境に影響を及ぼす恐れのある事業の基本情報について」としてはどうでしょうか。とにかく今、基本情報がわからなければ、議論ができない部分です。ですから、どれだけの電力を使うのか。それから、さっきのお話にあった非常用電源をどこに置くのかなど、その辺はもう今の段階で決めておかないと、ダメだと思います。それからあと「計画を検討すること」というのも意味が分からないので、「再検討すること」とした方がいいと思います。それから、前段では法改正動向を踏まえて事業計画の策定にあたり、環境影響に配慮して代替案を検討することとしていますが、これは特にこちらで示した代替案でなくてもいいです。代替

案は色々な角度から作って、それを比較検討する中でいい結論を導くものですから、そういう意味で代替案の検討もぜひ入れていただきたいと思います。それから気候変動対策のところで、前の前の審議会でも、私が指摘したことがあったかと思いますが、建築工事着工前から気象モニタリングを開始して、気象情報、暑さ指数とともに公表すること。とくに排熱が問題になるとすれば、今からのモニタリングが大事かと思うので、これも入れてはどうかと思います。それから排熱のところですが、基本計画に伴い、市が要請した場合は、「適切な対応について検討すること」というのを「適切に対応すること」にした方が良いと思います。それから、その次に法改正動向を踏まえてハウジング事業者、テナント事業者ともに設計 PUE1.3 以下を達成できるよう計画に検討し直すこと。それからもう一つ、サーバー冷却を水冷・液冷または液浸方式とし、かつ、廃熱回収利用に努め大気への排熱量の削減に努めること、このぐらい書いてもいいのではないかと思います。修正理由は先ほど申し上げた通りです。次のページですが、事務局関係のところでは、再生可能エネルギーは排出権取引で買ってきたとか、電力供給側も、環境問題を引き起こしていることが結構あります。そういう意味では、「再生エネルギーの地産地消にも努めること」というのもぜひ入れていただければと思います。それから先ほど騒音の話が出てきましたけれども、一般的な情報が上の方に書いてありますが、今回の地点では先ほど環境政策課の方からご指摘があったように「第1特別地域の基準を超えないよう計画すること」といれる。それから非常用発電設備が、半端ではなく大きくなるかもしれない。非常用だから、非常時に使う分には、規制にかからないだろうと思われる方がいらっしやると思いますけれども、非常時はそうです。ただ点検時は規制の対象になりますので、そういう意味で騒音と大気汚染に関しては、煤煙の排出基準が適用されます。あと騒音の規制基準もあります。200MW のどれだけの部分を、これで賄おうとするか、その設計も今の状態でわからないわけです。最初の 100 秒は無停電装置で対応して、その後発電し続けられないので、もし停止している電力供給が絶たれている間、ずっと動かさないといけない。そのためには重油をたくさん蓄えて、発電機も先ほどのお話が本当だとすると船舶用ディーゼルエンジンが 15 台になると思います。だからどこにそれを置くかということも含めて、早い段階で計画を出して、それを例えば地下にするなど環境への影響を低減するための工夫。その辺を考える必要があるので、今の時点でもこの非常用発電設備の情報を入れておいた方が良いのではないかと思います。

会長)

今の委員の発言は意見ということで、盛り込んでいただけたら、と思います。

事務局)

承知いたしました。レッドリストの件について、お待たせいたしました。東京都のレッドリストがあります。レッドリストになってくると哺乳類なのか魚類なのか植物等がありますけれども日野市で見たことあるものでは、例えばノカンゾウ。ノカンゾウは草で、鳥類ですとホトギスと

かがレッドリストに載っています。その辺の宿り木になるといいのかなと思います。我々も生きもの担当ということで、例えば、この後説明いたしますがバタフライガーデンとか日野らしい生物多様性の構成となると難しいと思います。外来種の中でも園芸種やそうでないものもあるので、すぐ対応することは難しいと思いますが、こういったところも踏まえた対応をお願いしたいと思います。

会長)

ありがとうございます。ノカンゾウは無理かもしれない。ノカンゾウは湿地に生えるので、あそこ場所は適してないかもしれません。

事務局)

そうです。東豊田にあるカワセミハウスがあるあたりでは取り組んでいたりするのですが、日野台と東豊田では状況が全然違うので、それとはまた別の多様性の状況なのかなと思います。

会長)

そういった生物多様性についても、近隣の方にとっていいものっていうのはどういうものかっていうのは今後話し合っていけるといいと思います。落葉広葉樹林が、日野らしい里山と言っても、落ち葉が大量に落ちますし、冬は大きなデータセンターが目の前に見えることになってしまいます。ここの潜在植生は常緑広葉樹なので、アラカシとかそういったものが本来はあるはずで。人間が広葉樹林をつくっているんで、どういうのが地域の人にとって一番いいかを話し合っていけるといいのかなと思います。

委員)

三井不動産が多分窓口になってくると思うのですが、このデータセンターはおそらく外資系が入ってくると思います。その外資系まで、話を進める、直接話をするっていうのはやっぱり難しいものなのではないでしょうか。

事務局)

そのあたりも未定と聞いています。

委員)

例えば Google とか書いてあって、結構オープンにされているところもあると思います。内容に関して三井はあくまでも作るだけで、ディテールは隠されてしまうのではと思います。そうすると、かなり突っ込んで交渉していく必要があるのかなという感じはします、意見です。

事務局)

そのようなところもありまして、我々も今回のまちづくり条例のところの中で、気候変動対策として施設稼働後に関する内容を盛り込ませていただいています。施設稼働後も電力使用量、再エネ使用量、CO₂ 排出量等の情報開示に努めることというところなんです。我々としては建った後が一番確認すべきところだと思っておりますので、このあたりにつきまして対応していただきたいと考えております。

会長)

建った後には何もできなくなってしまうので、建つ前に例えば外資系が入るのであれば、こういう運用にしましょうとか、そういった合意まで最終的に取り付けていけるといいと思います。

事務局)

前段階の環境基本条例の協議を実施し、その中身ができているのかどうか。状況は大きく変わっていきますから難しいこともあると思います。であればなぜ難しいのか。むしろ逆にもっとよくできるということもあるでしょう。そのあたりもきちんと市として確認していきたいという意味でした。まずは環境基本条例の協議を確認させていただきたいと思っております。

委員)

先ほど調査委員の委嘱を検討されるというお話があったのですけれども、具体的にはどういった専門分野のところの調査を検討・想定されてらっしゃるのでしょうか。

事務局)

環境基本条例第 23 条の中の第 8 項に「専門の事項を調査するため必要があるときは審議会に若干名の調査委員を置くことができる」。第 9 項に「調査委員は非常勤とし、市長が委嘱する」と規定がありますので、なので必ずしも有識者とは書いていません。専門の事項を調査するために必要な時は調査委員を置くことができるとなっております。どういった調査委員を置くかというところについては、今後詰めていかなければならないと思っています。データセンター全体の有識者がいいのか、各分野の有識者がいいのか。青天井に呼ぶことはできないので、どういった方をお呼びするかというのは慎重に検討しなければならないと思っています。また、審議会にどのくらい関わっていただくかについても、おそらくこの条例が出来てから、初めて活用することになるので、そのあたりも検討していきたいと思っております。また、どの分野でスポット的に置くということは未定となっております。

会長)

先ほど委員から自主アセスのお話があったかと思っておりますけど、本来日野市がお金を払って

調査委員を調達して調査するものではなくて、事業者が自主アセスを行って、その妥当性について調査委員が検証する。そういったことがいいのではないかと思います。わざわざ市民の大事な税金を使って、調査、専門家を雇って調査するのは若干ナンセンスです。事業者の方に自主アセスをしてもらって、その妥当性について調査委員の方に調査してもらう手法とかそういったことが本当にあるのか、そういった形になるといいと思います。

委員)

施行規則の 13 条の 5 項に「専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて」とあります。きちんと議論するためには、事業者も関係人として出席して責任ある発言をして、そこで議論をするというのは大事だと思います。今後できればそういう場もいつか設けていただければと思います。環境政策課を介して、事業者とやり取りを行うのは、ピントが外れてしまうこともあるし、事業者として責任を持って、回答してもらって、質疑応答するというのが良い方向に持っていくために不可欠だと思いますので、13 条の 5 項もぜひ適用していただけたら嬉しいと思います。

事務局)

審議会を進める中で今後検討させていただきます。

3. 審議

・日野市環境白書について

会長)

以上の説明をもとに日野市環境白書について質問や意見を受け付けようと思います。

委員)

質問ではないですが、本質的な内容とかは私は全く異存ございません。ですが、グラフとか中の写真の画像が荒いというか改善がされないのかというのが一点。あとグラフの方は非常に見やすくしていただいていると思いますが、後ろの方でひのエコの部分だけが、形式が少し違うように見えます。こういった白書の本として、報告書としてのまとまり感は結構重要だということもあるので、非常にささやかなことではございますが、ご確認いただけるとありがたいです。

事務局)

画像の方については、修正をさせていただきます。グラフに関しても修正を図りたいと思います。

委員)

全部を取り替えるというよりは、例えば 20 ページとかプラットフォームの中の地図のところ
が、情報として今は全くわからないといった状況が散見されます。写真とかは様子がわかれば
いいと思うので、できる範囲で、取り組んでいただければと思います。

会長)

今ご指摘いただいた内容は多分、グラフとかも縦軸に単位が書いてあるものとか、凡例とし
て単位に書いてあるものとか、枠があるものとかないものとかいくつかあるのでこれから修正
される予定だとは思いますが、改めて確認して最終版にさせていただけたらとおもいます。

委員)

日野市環境白書を初めて見させていただきました、本当に環境課の方々がいろんな取り組
みをしているなってというのが率直な印象ではございます。二つほどですね。一つが、目標に対
して、今現在の経過が果たして当初の KPI から比べて、いいのか悪いのかがちょっとわかりに
くいな、と思います。例えば目標を「2030 年 CO₂ 46%削減」と書いていて、「現在 33.2%達成
しています」と書いていますけれど、これがどうなのだろうっていうのが見えにくいというの
が一つです。

もう一つは全体的に言えるのですが、多分いろんなことをやっていたからこそ、
どうしても成果発表会みたいな、こんなことをやりました感が見えてしまっていて、結果として
厚くなって読みにくくなってしまっているということもあるのかなと思いますので、これは次
年度以降に課題としていただいてまとめていただくとともに市民の方々や議員の方々にわか
りやすいかなという気がしました。

事務局)

白書の見やすさというところは、我々としても課題として考えております。日野市の環境基
本計画という環境分野全体を俯瞰的に見ている計画に基づく白書になってくると、これぐらい
の粒度になってしまいます。そうした中で KPI というものをどこまで表現できるかが我々とし
ても課題として思っております。今ご指摘いただいたような CO₂ も 33.2%と現状ではわかり
ますが、元々の目標ではどうなのかというところは本来、各計画の進捗管理のところでは測る
べきですが、環境白書でも、その辺りがなるべく見やすくなるように検討していきたいと思
います。

それから成果発表会みたいになってしまっているところです。2022 年に第3次環境基本計画
に変わったときに、環境基本計画の6分野で、施策の方向性を2つから4つ講じて、それに基づ
いて現時点では1個1個を表現しているという記載になっております。そうするとこのようなボ
リュームになっていますので、果たしてこれが見やすいのか、現行の進め方にあっているのか
は毎年毎年、我々としても試行錯誤しているところではございます。その辺の統合、見やすさと

中身との整合性、どちらを取るかというところは我々としても検討していきたいと思います。

委員)

今のご意見と関連して何か概要版みたいなのは、作成されていないということでしょうか。基本的に見やすさを考えると、総合計画ですと詳細版と概要版を出す団体が多い。そういった取り組みをされていらっしゃるのか。

事務局)

この環境白書では概要版というのはございません。おっしゃる通り当課の地球温暖化対策実行計画など他の計画は概要版を作っております。白書では概要版はないです。

委員)

そうすると公開される時はPDFだけ公開されるということになると思います。次年度やその次の取り組みでもいいと思うのですが、見やすさとか何か白書とページがリンクできるような内容のページ等があれば、さらに先進的かなとは思いますが。意見です。

会長)

今の意見に関連してなんですけども、結果発表になってしまっているみたいなのところもあるということでしたが、関連計画と目標というのが全く同一というページがいくつかあります。そういったものをまとめてもいいのではないかと、そういったものをまとめた概要版があるといいのではと思いました。

委員)

気候変動分野のところの資料 64 ページですけれども、NDC に関連した目標に対して、成果はなかなか見づらいと思います。来年度からでも結構かと思いますが、そのネットゼロに向かってこういう斜線に対してどのぐらいの進捗なのかっていうのがみえてくればありがたいと思います。前のページの説明で再エネへの切り替え、施設の切り替えを進められたということが書かれていますけれども、企業の中ですと、格付け会社からも再エネ率等をデータとして求められたりとかがあったりするので、どこかで再エネの比率というものなども載せると頑張っている取り組みっていうのも示せるのではないかな、と思います。そのようなデータはお持ちでしょうか。

事務局)

1点目のグラフのところに関しましては、承知しました、検討させていただきます。再エネ比率のデータにつきまして、今、私の手元にございません。

→令和6年度から、日野市では実質再生可能エネルギー100%電力を導入しております。令和

6年度の電力使用量は、今年度の省エネ法に基づく定期的な報告により令和8年に確定いたします。そのため再エネ比率については次年度白書より掲載いたします。

委員)

個々の話になってしまいますが、24 ページです。多摩川クリーン作戦ということで、浅川・多摩川、特に浅川の場合は八王子市・日野市です。このクリーン作戦は、浅川で主に実施しています。参加していただければわかるように、上流から、要するに八王子からごみがたくさん流れてきます。ですからできたらクリーン作戦を上流側の町と一緒にやるような方向性はできないかと思えます。それからもう1点、今年はクリーン作戦が4月でした。生き物の立場で考えると、この時期から河原の鳥たちがいろいろ繁殖に入ります。中には河原で巣を作る小鳥たちもいます。この時期にクリーン作戦ということで、ボンボン大勢人が入り、踏み荒らしてしまうことになります。これは数年前から清流課さんの方に、その日にちの変更はできないかという要望を何回か出しています。ただ、今年もこれは年間の行事ということで、4月に実施されております。生き物の立場での河川、今やご存知のように、日野市は自然があると言いながら、本当に残っている唯一の自然の多摩川浅川の河川敷ですから、については今後こういう場かどうかわかりませんが、この河川敷の維持管理を生き物の立場での視点も見ていただければと思います。意見です。

会長)

事務局から何か回答はございますか。浅川クリーン作戦の日程の要望ということですが。

事務局)

今、委員の方からクリーン作戦の上流部である八王子さんとの連携をご提案いただいていますけど、毎年八王子市と白書にも載っています写真コンクールや子供たちを対象にした水に親しんでいただく、そんなイベントを毎年実施しております。その中でクリーン作戦の方も、今後八王子市と検討させていただければと思っています。それから生き物の立場ということで、河川敷が貴重な自然がある場所ということは十分認識しております。ただし市の管理としてなかなか踏み込めないところもあります。一級河川ですので、国土交通省の管理地となります。国土交通省京浜河川事務所が所管の場所になりますので、今後、京浜河川事務所と検討していければと考えております。

委員)

季節的にはどうですか。時期の問題です。

事務局)

クリーン作戦につきましては、毎年4月に実施しています。これをずらすことになってきます

と 1,200 人から 1,300 人ほど参加していただいております。市民の方も自治会単位といった単位で活動していただいておりますので、その辺のバランスがとれれば可能だとは思いますが。今後検討させていただきます。

委員)

いくつか申し上げさせていただきます。例えば 13 ページの一番下に代表的なデータということで、「1人当たりの都市公園面積7㎡」っていう数字が出ていて、それに対して令和6年度はどのぐらい、とありますけれども、この目標っていうのはずっと変わらないと思います。令和6年度は 7.01 ですけれども、その前は 7.03 でした。だから、基本目標は提示してあってもいいと思いますけれども、それに対して、去年はどういう結果で、今年はどういう結果で、その前はどのような結果で、とそういうところが何ヶ所かありますので、その動きがわかるような、数字の書き方をさせていただきたいと思います。それが一つ目です。

それから次に、14 ページのナラ枯れのところですけども、今年のこの白書には何本ナラ枯れの木を切ったとかっていうのは本数が書いていないですけれども、去年、一昨年環境白書を見ると、去年が 69 本で、その前の年が 71 本で、そのぐらいナラ枯れの木を切ったと記載されています。ナラ枯れをそういうふうに切っていくっていうことは大事だと思います。それに加え、去年は木の事故があって、ナラ枯れでない木もたくさん切られたりしていると思います。私はカワセミハウスでやっている市民環境大学に今年行かせていただいて、この前、黒川清流公園でフィールドワークを行いました。そこで説明を聞きながら歩いたのですけれども、その先生もどうしてこの木にこんなやり方をするのだろうと嘆いていました。紅葉か楓の木の枝が切られたり、桜の咲きそうな枝のところが切られたり、その伐採については、32 ページの令和6年度の課題のところにも書いてあるのですけれども、黒川清流公園における樹木伐採剪定について、行政と市民活動団体の間に認識の相違があったとあります。市民としては、綺麗な環境、緑を望んでいますし、行政の方では危なくないように切っていく。古い木とか、年取った木は確かに危ないと思うので、それを切るっていうことも大事だと思います。だから私は木のことに関しては全くの素人ですけれども、ナラ枯れも対処しなければいけないですし、同時にその古くなった木を切って森林の若返りもしなきゃいけないと思うので、ナラ枯れのほうは何本こういうふうにしました、古くなった木は何本こんなふうにしましたっていう、そういうふうになら制でいく必要があるのかなって一応素人考えですけれども思っています。それと市民活動団体と認識の相違があったということで、令和7年度の取り組みのところに連絡会を持ち、合意形成をしていくとありました。黒川清流公園のフィールドワークに行ったのが先週の木曜日でした。そのときに説明してくれる先生が嘆いておられたということは、まだその両者の関係がしっかり話し合いができていないのではと思いますので、それは話し合いをして、以前の環境審議会の中でも、会長さんがおっしゃったかと思いますが、この木を切ろうと思いたうが、いいですかっていうのをその地域の環境団体とか住民の人たちの声を聞きながら切っていく、そんなふうにして切っていただければありがたいなと思います。

それから、15 ページに里山ボランティア風景の写真があって少しスペースがありますが、ここに何か写真を入れられる予定があるならばいいですけども、もし写真を入れる予定がなくて、空白のままであるというならば、谷中山というのですか、宝泉寺で今年の3月終わり頃にカタクリの花が満開になり、雑木林ボランティアの方たちが宣伝を行い、見学会をしていました。私も行きましたけれど、カタクリの花は8年経たないと花がつかない、今年は300本咲いたってことはそのボランティアの方たちが頑張ってくださったことだと思うので、ここの隙間にそういうカタクリの花の写真を載せていただいて、ボランティアの活動を称賛、認めていただければいいなと思います。

委員)

私も同じく意見なのですが、ごみ分野のところ、ごみゼロのまちということで日野市が掲げていると思います。それで41ページに公民協働によるごみ減量の取り組みということで、コンポスト講習会のことがあり、43ページのところに学校への取り組みというのがありますが、日野市はごみ減量日本一に2年連続になっているとても意識が高い市だと思いますので、ぜひ日野市の小学校の全校でコンポスト学習を取り入れていただきたいと思っています。日野市の小学校を卒業したら、コンポストも学習したとなれば、きっとこのごみ減量の日本一がもっともっと続くのではないかと思いますので、お願いとして申し上げておきます

委員)

69ページの図61のところに、学校給食が下がっている状況があるのですが、なぜ下がったのかということと、65ページの図56のCO₂排出が2023年、増えていますけれど何で増えたのかという理由が書いてあるとわかりやすいかなと思いました。

事務局)

日野産農産物についてですが、これは酷暑が原因です。聞いたところによると、物価高騰があって、野菜がすごい高くなったと思います。この学校給食における日野産農産物の利用率のパーセンテージは重さではなく価格ベースで追っているため、野菜の金額がすごく高くなったので量が減ったというのが理由となります。あとは暑さで農産物の出来が悪くなって野菜の量が減ったことが2つ目です。

会長)

比較的専門分野に近いのでナラ枯れに少し追加で言わせていただきたいのですが、樹木というのは人間みたいに1人1人の個人ではないので、群として生きています。それを切ることで命が尽きるわけではなく、その切られ方が可哀想だというのは、人間で言えば腕を切られたような感じだと思います。その根元から切ってあげることによってひこばえになって、新しく再生できるのということではないでしょうか。落枝で亡くなられています。木が落ちて、それも

あつて気をつけて、枝を切られていますけれど、枝で切らないで根本から切ってあげればいいのという意味でかわいそうって言ったのではないかなと思っています。強剪定が非常にかわいそうなので、だったら根本から切れれば本当に再生できるようになるのではと思います。大木になれば非常に高いお金を払って切ることになります。昔この地域は 15、16 年に1回全部あの地域を区切って皆伐していたとヒアリング結果を聞いたことありますけれど、大きくして切るっていうのは、税金を使い、すごいお金をかけて切るということになるので、そういうことをずっと続けていくのか、どういう風にするのか今後検討が必要なのかもしれません。

事務局)

あともう一点の、CO₂ 基礎排出係数ですが、これも同じく暑さでおそらく電力が増えたことが原因だと思われます。左の単位にあるように、これは電気事業者が発電した電気量から排出量を出しています。電気事業者の供給量が決まっているので、そこも電力の関係が多分にあるのではと類推しているところです。

→改めて確認し、主な理由は電源構成や非化石証書の使用状況の変化などもございました。

4.事務局より連絡

5.閉会